

## 組合Q&A

### 三役会の権限は？

組合の運営は、実質的には理事長、副理事長、専務理事による三役会で決めている。この三役会に権限を持たせることはできるか

理事会を開催するほどではないが、理事長一人で決めるのは重たい、そんな時、三役会は便利です。例えば、監事に提出する決算書等の確認はスピードが要求されますから、三役会の審議になじむものです。ただし、三役会は法律、定款に規定された機関ではないことを忘れてはなりません。

三役会の意義は、次の二つだと考えます。

① 理事会の諮問機関：理事会の審議事項を事前に検討するため機関、プレ理事会という位置づけです。根回しの場、あるいは深く審議をする場として機能します。最終的には理事会で決めるので、三役会は理事会の権限を侵害することはせず、答申を役割とし

ます。

② 理事長の業務執行の補佐：「補佐」することは元来副理事長・専務理事に課せられた使命です。それを会議体にしたものと考えればよいでしょう。代表理事に与えられた権限の範囲内で「補佐」することになります。三役会が、「諮問」「補佐」の範囲を逸脱して、理事会や総会の議決事項を決めてしまうと問題になります。

例えば、総会に提出する議案を三役会で決めてしまうような場合です。総会への提出議案は理事会が決定しなければなりません。それを三役会で決めることは許されないのです。次のケースを考えてみてください。

役員改選期には、理事会で新役員選定の「根回し」が行われることがあります。「原則として全員留任で、退任者の補充は三役に一任」と決めたとします。三役が打ち合わせたところ、〇〇氏を理事にするなら△△氏も理事にしなければならぬ、と定数の増員が必要になりました。三役会は、一任されているので総会通知に「定款一部変更の件」を追加します。

一般の理事は、総会の場で初め

て定款変更議案を知ることになります。そして、「定数増員の定款変更の話はまったく聞いていない。理事会を通したのか」「三役に一任したのは候補者の選定だけだ」と三役に詰め寄るでしょう。このような事態を避けるために三役会は慎重に運営するべきものと考えます。

三役会は、理事会と違って招集手続も議事録作成の義務もありませんから、スピーディに開催でき、本音の議論がし易い場といえます。組合運営には、早急に処理しなければならぬ審議事項もあるのです。三役会・常務会などの機関の存在は重要です。重要なだけに慎重に活用して欲しいものです。

### ポイント

★三役会は、理事会の諮問機関か補佐機関

#### 中小企業組合理事のためのQ&A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q：組合運営に関する正誤問題です。

【第1問】 共同金融事業は、担保・信用等の十分な組合員のために金融を行うものであるから、人的信用を重視すべきで、物的担保は徴すべきでない。

【第2問】 共同金融事業は、すべての組合員に対し、公平、不偏、妥当な融資を行わなければならないので、組合員の規模・業態に応じた適正基準を設けて不平等を避けるよう審査体制の確立が必要である。

【第3問】 組合は健全財政を維持しなければならないので、共同金融事業に要する費用は貸付利息又は手数料として利用組合員から利用量に応じ徴すべきである。したがって、たとえ手数料等がかなりの高率になろうとも、必ず費用に見合うものを徴しなければならない。

【第4問】 組合員が事業資金調達のためにせまられ、組合に金融機関の斡旋を依頼してきた時には、単に組合員を紹介するだけでなく、計画をよく検討して適切なアドバイスを行い、組合員の立場に立って責任をもって金融機関との折衝を行うことが望ましい。

【第5問】 貸付金については、回収が終るまで常に債務者たる組合員の動向に注意を払い、回収遅れが発生しそうな徴候が見えた場合には、何をおいても直ちに仮差押え等法的措置を講じ、債権保全に務めなければならない。

《解答》

【第1問】 × 【第2問】 ○ 【第3問】 ×

【第4問】 ○ 【第5問】 ×